

今

回は、法人番号の基本的な仕組みについて解説す

図表2 法人番号の通知書発送および公表予定日

	指定対象法人の所在地（地域）等	通知書発送予定日	基本3情報の公表予定日
設立登記法人 (国の機関・ 地方公共団体等含む)	国機・地方公共団体 東京都23区（千代田区、中央区、港区）	平成27年10月22日	平成27年10月26日
	東京都23区（千代田区、中央区、港区以外）	平成27年10月26日	平成27年10月28日
	東京都（23区外）、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	平成27年10月28日	平成27年10月30日
	埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日	平成27年11月6日
	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日	平成27年11月13日
	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成27年11月18日	平成27年11月20日
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日	平成27年11月27日
設立登記のない法人・ 人格のない社団等	全国一斉	平成27年11月13日	・設立登記のない法人については平成27年11月17日 ・人格のない社団等については、公表に同意する旨の書面を国税庁において収受したものから順次公表

（出所）国税庁ウェブサイト

法人番号は、1法人に対し1つの番号のみが指定される。したがって、法人の支店や事業所等、個人事業者に法人番号は指定されない。なお、このうち個人事業者には、個人番号（マイナンバー）が付される。

法人番号は、12桁の基礎番号およびその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）の数字で構成される13桁の番号である。

法人番号は、株式会社など、設立

登記法人の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「会

社法人等番号（12桁）」である。また、設立登記法人以外の団体には、国税庁長官が会社法人等番号（12桁）と重複することとの人について、特段手続きをしてある。この中の①～④の法人等の範囲は図表1のとおりである。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。また、①～④以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができる。

法人番号は、国税庁長官により指定される。指定の対象となる法人等の範囲は図表1のとおりである。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。また、①～④以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができる。

（1）法人番号の指定

法人番号は、マイナンバーと同様に、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会的基盤としている。

一方、個人番号とは異なり、利用範囲に制約がなく、公開され誰でも利用が可能であることから、官民間わず様々な用途での利活用が期待されている。

（2）法人番号制度の概要

法人番号制度には、(1)指定、(2)通知、(3)公表という3つのボ

法人番号は、国税庁長官により指定される。指定の対象となる法人等の範囲は図表1のとおりである。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。この中の①～④の法人等について、特段手続きをしてある。また、①～④以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができる。

法人番号として指定することになる。なお、一度指定された法人番号は変更できない。

シンクタンク研究員による 読み解き！ 最新制度

Vol.09

法人番号とは何か？ ——法人番号の基本的な仕組み

2 マイナンバーとの違い

法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトを通じて公表される。公表される情報は、「法人番号の指定を受けた団体の称号または名称」「本店または主たる事務所の所在地」「法人番号」の3項目である（基本3情報）。法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表さ

れることになっている。

法人番号公表サイトでは、法人情報を番号・名称・所在地で検索したり、法人情報をダウンロードしたりすることができます。また、国税庁にDVDを送付すれば、法人番号公表サイトで公表されているすべての法人の月末時点の最新情報（全件データ）を記録してもらうこともできる（手数料不要）。

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制約がなく、自由に利活用できることになっている。両者の主な違いは、次ページの図表3のとおり。「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」（平成27年9月3日、内閣府政府広報室）によると、本年7月27日時点で「法人番号が指定・通知されること」を「知らないかった」との回答が76・4%であった。

マイナンバーと比べると、法人

図表1 法人番号が指定される法人

①設立登記法人 (会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人※)
②国の機関
③地方公共団体
④①～③以外の法人または人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

※株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人などである。

